

ちっごの^{いのち}生命をつなぐ食育条例

(平成19年3月26日 条例第11号)

前 文

人は地球上に^{いのち}生命を得てよりこのかた、自分を取り巻く自然環境の中に生存する動・植物を自分の「食」とし、^{いのち}生命を次の世代へとつないできました。食は、人間にとって一番大切な「^{いのち}生命の糧」であり、健全な心と身体を培う基礎となるものです。

私たちが暮らす筑後市は、温暖な気候と肥沃な土地、恵まれた水を利用して、米、麦をはじめ、いちご、梨、ぶどう、茶などの農業が盛んに行われています。そして伝統行事と相まって、郷土の食文化が生まれ受け継がれてきました。

戦後の食糧難の時代から、現代は飽食の時代といわれ、「食」の急激な変化がおきています。私たちは、近年の食習慣の乱れなどから、生活習慣病の増加、食物アレルギーの発現や免疫力の低下など深刻な問題を抱え込みました。さらに、食料の多くを輸入に依存しており、消費者の食の安全性に対する不安は高まっています。一方で多くの食べ物を廃棄するなど資源の浪費や環境への影響が懸念されており、それは筑後市においても例外ではありません。

こうした環境の変化の中、私たち一人ひとりが、自然の恩恵や食に関わる人々の活動への感謝の気持ちと理解を深めることが必要です。また、様々な経験を通して食に関する知識や食を選択する力を習得し、^{いのち}生命をつなぐ力を培うための「食育」を推進していくことは極めて重要な課題です。

とりわけ子どもたちに対する食育は、生涯にわたって健全な心と身体、豊かな人間性を育てていく基礎となるものです。食に関する様々な体験をする中で、自分で考え、選択する力を養うことは、食と農と健康への理解に繋がるものです。

食育は知育、徳育及び体育の根幹を成し、健全な心身や社会性を形成し、^{いのち}生命への尊厳を高めるものです。地域の特性をいかしながら、全市民的な運動として「食育」の推進に取り組み、健康で安心して暮らせる温かいまち筑後市をめざし、この条例を制定します。